

## テーマ「生活保護及び生活困窮者自立支援施策に関する財務事務の執行及び事業の管理について」

No.	監査結果（抜粋） ※見出しが包括外部監査結果報告書（要約版）と対応しています。 うち措置済	区分					措置内容／措置困難理由	措置公表日
		指 摘	意 見	措 置 済	検 討 中	措 置 困 難		
		3 2	29 15	17	11	4		
1	1. 実施体制 1-2. ケースワーカー ① ケース記録の記入時期について	ケースワーカーアンケートの結果によると、ケースワーカーが被保護世帯を訪問後にケース記録を保護台帳に記録する時期は、「8日後以降」の17人（27.9%）が最も多く、次いで、「当日」の14人（23.0%）、「7日後」の9人（14.8%）と続き、回答に大きなばらつきがみられた。訪問時のケース記録は、今後の指導指示を行う上で重要な情報であり、事実の正確な記載が重要となる。訪問後、速やかな記載が望まれる。	●	○			2020年度（令和2年度）から、訪問後原則7日以内にケース記録を保護台帳に記録し回付することとするが、特段の事情がある場合はこの限りではないといった運用を行った。	2020/9/4
2	1. 実施体制 1-3. 査察指導員 ① 査察指導員及びケースワーカーの社会福祉主事資格保有状況について	5名の査察指導員及び2名のケースワーカーが社会福祉主事の資格を保有していないかった。現在、これらは社会福祉主事資格未保有者については、当該資格の通信課程受講中又は受講に向けて予算要求中である。毎年、人事異動がある状況を考慮すると、常に全員が社会福祉主事の有資格者であることは困難であると考えるが、査察指導員及びケースワーカーの業務は専門性が要求されることから、社会福祉法の趣旨に沿って有資格者を配置すべきである。	●	○			社会福祉主事資格を未取得の職員については、2020年度（令和2年度）から予算措置を行い、全ての対象職員が資格認定通信課程を受講している。2021年度（令和3年度）以降も職員の配置状況等に応じて、通信課程受講費用を予算措置する等、適正な実施体制を継続していく。	2021/9/14
3	1. 実施体制 1-3. 査察指導員 ② 支所の査察指導員に対するサポートについて	ケースワーカーアンケートの結果によると、査察指導員によって業務の進め方や指導内容等が異なるとの回答があった。査察指導員ごとに業務の進め方や指導内容等が異なることはやむを得ない場合もあるが、一方で、福山市の生活保護業務としての公平性・統一性を欠くことになるとともに、ケースワーカーも業務を行うに当たって戸惑うことになる。福山市として統一的な事務運営を実現するためには、査察指導員が重要な役割を果たすことになる。本庁においては、複数名の査察指導員が配置され、かつ担当課長及び専門員等も同じ執務場所で執務を行っており、お互いに議論することにより、意思疎通を図り、結果として事務運営のはばらつきが一定の範囲の中に収斂していくことが可能となる。一方において、支所の査察指導員の数は1名又は2名であり、本庁との距離的な問題もあることから、支所の査察指導員のサポートには、十分な配慮が必要となる。各支所の保健福祉課長及び次長会等を利用して支所の査察指導員に対する十分なサポートが重要であると考える。	●	○			現在も毎月の次長会及びケース診断会議で議論をし意思疎通を図っている。また、2020年（令和2年）5月から、支所の査察指導員及びケースワーカーのサポートとして、本庁の生活保護第1担当課長及び第2担当課長が必要に応じ各支所（4か所）を訪問し、生活保護業務の相談に乗る取組を行うこととした。	2021/9/14
4	3. 生活保護申請時の事務 ① 収入・資産調査時の入出金履歴のわかる通帳の写しの提出要請について	資産および収入の調査の実効性を担保するために、保護法第29条において、保護の実施機関及び福祉事務所長は、官公署、日本年金機構、共済組合等に対し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社等に、報告を求めることができる権限（法第29条調査）が認められている。法第29条調査における照会先は、福山市で口座開設や保険契約が可能な主要な金融機関・保険会社に限られている。金融機関・証券会社・生命保険会社は日本全国に多数存在し、また、近年では実店舗を持たないインターネット銀行・インターネット証券・インターネット保険が普及し、法第29条調査によって、保護申請者が保有する口座を網羅的に把握することは困難な状況となっている。申請者本人及び家族に注意深くヒアリングを行い、資金の出入りを注視することが必要である。また、可能な限り、入出金履歴のわかる通帳の写しの提出を要請し、入出金履歴を確認することが有効である。また、保護開始後においても、定期的に入出金履歴のわかる通帳の写しの提出を要請し、資産や収入の活用状況の把握に努めることが望まれる。	●	○			資産申告においては、以前から可能な限り入出金記録の提出を要請していたが、2020年度（令和2年度）から、資産申告の際にはより一層入出金記録の提出を求め、資産や収入の活用状況の把握を行った。	2020/9/4
5	3. 生活保護申請時の事務 ② 個々の状況に応じた扶養義務調査の範囲の検討について	平成30年度において、扶養義務者1,830人（延べ人数）のうち、直接照会が適当でない者や扶養義務の履行が期待できない者として、扶養義務調査を省略した人数は481名であった。高齢の年金受給者であっても十分な資産を有することもあり、また20年以上音信不通であっても資産・収入を十分に有する扶養義務者が存在することも考えられる。20年以上音信不通の親族にいきなり扶養義務を課すことは現実的には難しいと思われるが、個々の状況に即して、扶養能力がありそうな者に対しては、可能な限り書面照会を実施することが望まれる。	●	○			2021年（令和3年）2月26日付けの保護の実施要領及び生活保護問答集の一部改正に関する通知により、新たな扶養義務履行が期待できない者の判断基準が厚生労働省より示されたため、ケースワーカー及び査察指導員に内容を周知し、基準に基づいた適切な対象への扶養義務調査を行う体制とした。対象となる扶養義務者に対して、書面照会を行っている。	2021/9/14
6	3. 生活保護申請時の事務 ③ 保護台帳の電子化・ペーパーレス化の検討について	保護台帳の作成に当たって、作成すべき書類は基本的に標準様式化されており、各自のパソコンからそれぞれの様式へ入力しているが、作成書類数が多いえに、入力項目も多いことから、作成に多くの時間を要していると思われる。また、パソコンで作成した書類はすべて印刷したうえで保護台帳に綴じこんでいるため、印刷やファイリングにも時間を要していると考えられる。他の自治体では保護台帳が電子化・ペーパーレス化されているところもあるようだが、他部署システムとのデータ連携による自動入力、ペーパーレス化、マイナンバーの活用によるデータの一元管理など、業務の効率化の観点から保護台帳の電子化が今後の検討課題の一つであると考える。	●	○				
7	3. 生活保護申請時の事務 ④ 支所のケースワーカーの業務について	支所には、生活困窮者自立支援センターや本府のように専属の面接相談員は配置されておらず、ケースワーカーが最初の面接相談から担当している。生活保護に関する相談の中には、既に急迫した状況下にあり、即時の相談対応が求められるケースもある。そのため緊急の面接対応により、当初予定の変更が必要になる、又は一時的に業務量が増えるなどの負担が発生するおそれがある。本来であれば、支所にも本府と同じように、専属の面接相談員を配置するのが望ましいが、人員の制約から難しいと思われる。従って、支所のケースワーカーの業務については、特定のケースワーカーの業務が過度にならないように、各支所の保健福祉課長及び査察指導員が指導やサポートを行うことが重要であると考える。	●	○			毎月開催している次長会へ、査察指導員だけではなく、各支所保健福祉課長も2020年（令和2年）9月から参加することとした。情報共有する中で、特定のケースワーカーの業務が過度にならないように、各ケースワーカーへの適切な指導やサポートを行っている。	2021/9/14
8	5. 生活保護費の支給事務 ① 窓口払いから口座振込への変更について	福山市は、生活保護費の支給を窓口払いから口座振込へ変更を勧めており、今後の目標としてケースワーカー1人の窓口払い件数2,000件を目標としている。窓口払い業務については、業務の構築・運用は適切になされているものの、口座振込に比べ、業務が煩雑で、現金を直接扱うことから管理上事故が発生するリスクも高い。また、被保護者が受取に来庁しなければならず、職員の対応も必要となる。さらに、未受領の保護費について保管手続が必要となる。これに対して、口座振込にすれば、業務の効率化、被保護者の受領の便などを図ることが出来るが、一方で、口座振込先情報について定期的な検査、被保護者の状況についての情報のアップデートが必要である。担当ケースワーカーのローテーションなども加味しながら、不正が発生するリスクを抑える運用が望まれる。	●	○			2020年度（令和2年度）から、生活保護費の支給をより一層窓口払いから口座振込へ変更を図るとともに、定期的なケースワーカーのローテーションに努めていくことで、不正が発生するリスクを抑える運用を行った。	2020/9/4

No.	監査結果（抜粋）	区分				措置内容／措置困難理由	措置公表日
		指摘	意見	措置済	検討中	措置困難	
9	6. 生活保護受給中の事務 6-1. 訪問調査 ④ 世帯訪問率改善のための取り組みの継続について	「生活保護に関する実態調査結果報告書（平成26年8月 総務省行政評価局）」では、「勧告」の中の「(4)定期訪問の適正化 イ訪問計画の策定状況及び達成状況（イ）訪問計画の達成率」において、達成率80%未満の福祉事務所について「訪問計画と実績との間に乖離が生じている」との記述がなされている。 このような観点からすると、福山市における訪問予定ケース全体の合計の訪問率は96.6%と高い水準となっているが、訪問格付別の内訳ではAケース（毎月1回以上）における訪問率は70.4%にとどまつており、この部分については80%を下回っているため、このAケースの訪問率を80%以上に引き上げるための対策を実施することも重要と考えられる。引き続き、世帯訪問率改善のための取り組みを継続することが望まれる。		●	○		
10	6. 生活保護受給中の事務 6-2. 扶養義務調査 ③ 扶養義務調査の継続と実地調査の重要性について	扶養義務調査は、保護開始決定時に行うことはもちろんのこと、保護開始後においても、扶養義務者の扶養能力又は扶養の履行状況に変動があつたと予想される場合には、速やかに調査を行うものとされ、これらに変動がなくとも重点的扶養能力調査対象者に係る扶養能力及び扶養の履行状況の調査を年1回程度は行うこととされている。 扶養義務調査徹底事業のような取り組みが今後においても継続されるとともに、受給中の案件における扶養義務者への訪問調査件数が年間累計で30件足らずという現状からすると、市内居住の重点的扶養能力調査対象者等に対して実情に応じて適宜実地調査活動を行うことが望まれる。		●	○		
11	6. 生活保護受給中の事務 6-3. 収入申告・課税台帳調査 ① 収入申告の提出率向上について	被保護者世帯の収入や資産の状況を把握する方法として、収入申告の提出が行われている。その新規ケースの場合の提出率を見ると、平成30年度では99.8%、平成29年度では100.0%となっており、ほぼすべてのケースにおいて提出が行われている。 一方、継続ケースの場合の提出率は、平成30年度では79.9%であり、また、平成29年度では81.3%と、いずれも提出予定期数の20%程度の提出が行われていない。 収入申告は受給者世帯の情報把握のために必要な手続であるとともに、受給者にとってそれは生活保護を受給するための義務である。受給者がそれを理解し、すべての受給者が収入申告を提出することを目標として働きかけを継続することが望まれる。		● ○		2020年度（令和2年度）より、収入申告書の微取徹底について、生活保護業務実施計画の中で実施方針を策定した。（目標100%） 具体的な取組方針として、査察指導員は申告書未提出の対象者がいる場合、ケースワーカーに未提出の理由等を確認した上で、必要な指示を行うとともに、処遇困難世帯についてはフォローアップを行うこととする等、継続して取り組む体制を整えた。	2023/9/14
12	6. 生活保護受給中の事務 6-3. 収入申告・課税台帳調査 ② 収入情報早期把握のための訪問調査活動等の重要性について	市が保有する課税台帳等にデータが集積されるのは、実際の収入の発生時期より数か月から1年程度経過した後となるため、保護費の改定や停止が行われるまでの間に支給超過となった保護費の精算が行われるのに相当程度の時間を要する場合も考えられる。 適正な保護費の支給が行われるためにには収入の発生の早期把握が重要であり、データ集積までの間の情報収集については、被保護者等への訪問調査活動等の方法によることとなる。そういう意味から訪問調査活動の重要性は大きなものであり、その一層の充実が望まれる。		●	○		
13	6. 生活保護受給中の事務 6-4. 資産の活用 6-4-1. 資産申告 ① 資産申告の提出率向上について	被保護者世帯の資産の状況を把握する方法として、資産申告の提出が行われている。その新規ケースの場合の提出率を見ると、平成30年度では99.8%、平成29年度では100.0%となっており、ほぼすべてのケースにおいて提出が行われている。 一方、継続ケースの場合の提出率は、平成30年度では87.2%であり、また、平成29年度では88.8%と、いずれも提出予定期数の10%程度の提出が行われていない。 資産申告は受給者世帯の情報把握のために必要な手続であるとともに、受給者にとってそれは生活保護を受給するための義務である。受給者がそれを理解し、すべての受給者が資産申告を提出することを目標として働きかけを継続することが望まれる。		● ○		被保護者に対しては、年に1回資産申告書の提出を指導しており、査察指導員により提出状況の把握を行っているところである。 継続ケースの提出率について、2019年度（令和元年度）98.3%、2020年度（令和2年度）98.7%と改善している。 引き続きすべての受給者が資産申告を提出することを目標として働きかけを継続する。	2021/9/14
14	6. 生活保護受給中の事務 6-4. 資産の活用 6-4-1. 資産申告 ② 資産情報早期把握のための訪問調査活動等の重要性について	市が保有する資産（不動産）保有台帳等にデータが集積されるのは、実際の資産の取得・売却の時期より数か月から1年程度経過した後となるため、保護費の改定や停止が行われるまでに支給された保護費についての調整が行われるまでに相当程度の時間がかかるてしまう。 適正な保護費の支給が行われるためにには資産の取得・売却の早期把握が重要であり、データ集積までの間の情報収集については、被保護者等への訪問調査活動等の方法によることとなる。そういう意味からも訪問調査活動の重要性は大きなものであり、その一層の充実が望まれる。		●	○		
15	6. 生活保護受給中の事務 6-4. 資産の活用 6-4-2. 自動車の保有 ① 自動車保有否認後の売却等の指導について	自動車保有否認後の状況について確認を行ったところ、売却代金よりも売却に要する経費が高いという理由で自動車の売却又は処分が行われていないケースが26件あった。地方都市において自動車は生活する上での必需品という認識が広がりつつある今日、また、高齢化が進行する状況下では、保有している自動車を手放すことに対する抵抗感は小さなものではないと思われる。また、生活保護受給中の自動車保有を認めるべきとする意見の主張が行われることも珍しくはない。 しかし、自動車については、保有し続けることにより維持管理費が発生し、被保護世帯の家計を圧迫することになる。また、保護費が国民の負担によって賄われていることを考えれば、國の方針に沿った自動車保有要件に基づいて案件を取り扱うことが必要である。売却又は処分時に費用が発生する場合においても、継続して売却又は処分の指導を行うことが望まれる。		●	○		
16	6. 生活保護受給中の事務 6-4. 資産の活用 6-4-3. 不動産の保有 ① 不動産保有における保有否認案件への対処について	保護受給中の不動産保有については、國の方針に沿った保有要件審査が行われている。 令和元年7月1日時点において保有否認とされた不動産の件数（筆数）は352件であり、資産（不動産）保有台帳に登載されている不動産全体に占める割合は44.0%となっており、半分弱を占めている。このように保有否認と判断された物件については早期に処分することが求められているところである。 しかし、その大部分は換金価値の乏しい山林等であり、売却等の処分が困難なものが多いという理由から、保有されたままになっているものもある。これら処分困難な保有否認不動産への対処は今後の検討課題の一つと考える。		●	○	年1回の資産申告の際に資産の保有状況の確認を行っており、保有否認とされた不動産については処分指導を行っている。 しかし、そのほとんどは換金価値の乏しい山林等であるのが現状であり、処分が困難である。	
17	6. 生活保護受給中の事務 6-4. 資産の活用 6-4-4. 保険世帯向け不動産担保型生活資金（リバースモゲージ） ① リバースモゲージの利用を拒む世帯への対応について	リバースモゲージとは、要保護の高齢者が、一定の居住用不動産を担保として毎月分割で生活資金を借り、借入限度額に達するまでは生活保護を受けずに借入限度額に達した時点から生活保護を受給する制度である。 生活保護手帳によれば、リバースモゲージの利用が可能な場合には、当該貸付資金の利用が優先されるべきであり、当該貸付資金の利用を拒む世帯に対しては、資産の活用は保護の受給要件となることを説明し、その利用を勧奨することとされている。 それでも、当該貸付資金の利用を拒む場合については、資産活用を恣意的に忌避し、保護法第4条に定める保護の受給要件を満たさないものと解し、 1 生活保護受給中の者については、所要の手続を経て、保護を廃止する 2 新規の保護申請者については、保護申請を却下する とされている。 検討したケースにおいて、約3年にわたり当該貸付資金の制度説明及び利用を指導した結果、当該貸付資金の利用となつたケースがあった。約3年にわたり粘り強く被保護者に指導した結果、当該貸付資金の利用となつており、その点については評価できる。一方において約3年の期間を有しているのも事実である。今後、当該貸付資金の利用を拒むものに対しては、保護法第27条による文書指導指示の実施、それでも当該貸付資金の利用を拒む場合には、保護廃止の検討を行うべきである。		● ○		リバースモゲージ対象者に対しては、制度の理解を深めて引き続きリバースモゲージの利用を指導する。 また2020年度（令和2年度）から、利用を拒むすべての世帯について、資産活用を恣意的に忌避し、保護法第4条に定める保護の受給要件を満たさないため、保護法第27条による文書指導指示の実施を行うこととした。	2020/9/4

No.	監査結果（抜粋）	区分				対応状況 措置内容／措置困難理由	措置公表日
		指摘	意見	措置済	検討中		
18	8. 生活保護費の返還、徴収及び債権管理 8-2. 保護法第78条徴収金 ① 不正受給案件に対する徴収金加算及び刑事告訴について	全体として、保護法第78条適用手続は適切に実施されている。一方で、徴収金加算や刑事告訴について、消極的な取り扱いがなされている事案が見受けられる。反対に、加算すべきでないにもかかわらず加算している事案や、運用ルールに照らして刑事告訴をすべきでないのに刑事告訴している事案は皆無であった。 徴収金加算や刑事告訴は最終的には福山市の裁量に委ねられているものではあるが、客観的に保護費を不正受給していると評価される事案は、厳格に対応しなければ不正受給事案を撲滅することはできず、制度の適正な運営ができないこととなるのではないかと思う。また、刑事告訴については迅速な処理ができていなかった。その原因として刑事告訴の手続についてのノウハウ等が十分に蓄積されていないのではないかだろうか。例えば、刑事告訴手続については、弁護士に委任するなどして迅速に処理するとともに福祉事務所としてノウハウ等の蓄積を図ることも一案であると考える。 全国的に見て、徴収金加算や刑事告訴は必ずしも積極的に実施されているとはいえないようであるが、それでは納税者はもちろん、ルールにきちんと従っている保護受給者にも説明ができないことからも厳格な対応が望まれる。	●	○		引き続き収入申告書・資産申告書の提出指導を行い、早期の収入発生把握に努めて不正受給を未然に防止する。 2020年度（令和2年度）から加算適用の判断基準を明確化し、不正受給事案については、府内の法務部署及び警察OBと連携し、保護の実施要領及び厚生労働省通知に即して特に悪質な事案も含めてより厳格な対応を行うこととした。	2020/9/4
19	8. 生活保護費の返還、徴収及び債権管理 8-4. 不正受給についての考察	福山市に強制捜査の権限が与えられているわけではないこと等から不正受給の防止には限界があることは確かであるものの、予防のためにケースワーカーの立場でできること、また、不正受給が明らかになった場合の厳格な対応等を、一つずつ丁寧に実施することで、不正受給事案を減少させなければならない。 知識・経験・ノウハウは、研修を実施することや、日頃から他のケースワーカーに相談できる関係を構築するなどすれば共有できると考える。 定期的に知識・経験・ノウハウを共有する場、例えばケーススタディの研修や事例紹介等を行う機会を設けるなどすることも有効であると考える。 また、不正受給事案については、早期発見が重要である。不正受給事案の発見の端緒には、ケースワーカーの訪問調査による質問を契機としたものが少なくない。この点からもケースワーカーの訪問調査は重要である。	●	○		ケースワーカーは年間訪問計画を作成し計画的な訪問を行い早期発見に努め、また収入申告等の届出義務について文書での周知も行っている。職員の資質向上については、新任のケースワーカーを対象とする債権研修の実施に加え、2019年度（令和元年度）からは福山市収納対策連絡会議が開催する滞納整理事務研修への参加を大幅に増やすなど、スキルアップに努めた。また、同年度から、債権管理に当たる職員を増員するなどの取組に努めた。なお、不正受給の件数は、2019年度（令和元年度）112件、2020年度（令和2年度）82件、2021年度（令和3年度）50件と減少している。	2022/9/14
20	9. 医療扶助に関する事務 ② 医療扶助運営体制について	本庁においては、専任の医療係がおらず、2名の職員が他の業務と兼務している。これは専任の医療係の体制にすると、1名の医療係しか配置することができず、人事異動時の業務の引継ぎ及び日常の業務において協議ができるなくなる等の弊害を考慮してのことである。医療係の行う事務は、医系職員、嘱託医、他の係員又は他の関係部課と密接な連絡を図り、医療扶助の実施に遺漏のないように留意するという大変重要な業務である。今後の医療係の業務量等も考慮し、必要があれば専任の医療係を設置することを検討することが望まれる。 また、医療の高度化・複雑化に伴い、医療扶助の決定実施やその他の保護の決定実施において医学的判断等を必要とする事項や、ケースにより福山市本庁において審査の結果、疑義があると思われる事項が、今後発生する可能性がある。そのほか、非指定医療機関に対する委託の可否及び療養指導あるいは就労指導について、医学的見地からも判断を要するものについて諮詢することや医療扶助の適正実施に関して参考意見を求められる可能性がある。このため、医学的判断、その他医療扶助に関する諮詢に答えるため等の附属機関として、医療扶助審議会を設置することを検討することが望まれる。	●		○	医療扶助運営については、組織的な対応を行っており、専任の医療係を設置する必要性はないと考える。 医療扶助の決定に当たっては、嘱託医が指定医療機関からの要否意見書により、専門的判断を行っているが、疑義がある場合には、医師に直接照会する等により対応しており、現時点においては医療扶助審議会を設置する必要性はないと考える。	
21	9. 医療扶助に関する事務 ③ 嘴託医の医療審査について	現在の嘱託医の審査体制は、精神科と精神科以外の2名体制となっている。嘱託医は医師のみであり、歯科医への委嘱は行われていない。 医学と歯学では内容が大きく異なるため、医師が歯科の分野について審査をするには限界がある。医療分野の審査において、歯科の内容が含まれることがあるので、歯科医を新たに嘱託医として委嘱することを検討する必要があると考える。	●		○	嘱託医と歯科医師が連携することで適正な医療扶助の実施に努めるとともに、2018年度（平成30年度）には歯科の内容点検を重点的に担当するレセプト点検員を配置し、体制強化を図ったところである。また現時点での歯科入院患者数は極めて少ない状況であることから、新たに委嘱する必要性は低いと考える。	
22	9. 医療扶助に関する事務 ④ 指定医療機関及び薬局に対する後発医薬品の使用促進について	福山市の後発医薬品の使用割合は、全体では85.0%で目標の80%を超えており、院内処方だけに限ると74.7%と目標の75.0%を僅かながら下回っている。 先発医薬品が調剤された理由は、患者の意向による先発医薬品の調剤が減少している一方で薬局の備蓄を理由とした先発医薬品の調剤が増加している。 後発医薬品の使用促進に向けて指定医療機関及び薬局に対するさらなる指導が望まれる。	●		○		
23	1 1. 生活困窮者自立支援事業に関する事務 ② 就労意欲の喚起及び自立活動確認書の作成について ア 就労意欲の喚起について	ケースワーカーアンケートの結果によると、稼働対象年齢で稼働能力がある被保護者のうち、実際に就労していない理由として「勤労意欲なし」が2番目に多い25人となっている。被保護者の主体的な求職活動に向けて本人の意欲は最も重要な要素であるため、就労可能であるにもかかわらず就労していない被保護者に対して、その者の就労意欲を喚起する働きかけを継続して行うことが望まれる。	●	○		引き続き、就労相談支援員とケースワーカーが連携しながら就労意欲の喚起に取り組むとともに、2021年（令和3年）7月から就労準備支援事業を開始し、一般就労に必要な基礎能力の形成や就労意欲の喚起等に取り組む体制とした。	2021/9/14
24	1 1. 生活困窮者自立支援事業に関する事務 ② 就労意欲の喚起及び自立活動確認書の作成について イ 自立活動確認書の作成について	福山市における就労支援に係る事務手続の一つに自立活動確認書の作成があり、その作成状況を確認したところ、就労活動促進費の申請を検討する場合のみ作成している状況であった。 自立活動確認書は、保護開始後から早期脱却を目指し、一定期間を活動期間と定め本人の同意を得た上で、その活動期間内に行う就労自立に向けた具体的な活動内容とその活動を計画的に取り組むことについて、福祉事務所と双方で確認し、その確認内容に基づき、福祉事務所は、その期間内に保護脱却できるよう、保護脱却に至るまで切れ目なく集中的な支援を行うことによって被保護者の就労による自立を促進するものである。 全ての就労支援の対象者について自立活動確認書の作成を促し、そして早期に保護脱却できるよう支援を行うことが望まれる。	●	○		自立活動確認書の作成が、保護脱却に繋がるように、2021年（令和3年）4月から全ての就労支援の対象者について自立活動確認書の作成をすることとした。	2021/9/14
25	1 1. 生活困窮者自立支援事業に関する事務 ④ 被保護世帯における子どもの大学進学支援のあり方について	高校中退率及び高校進学率については被保護世帯の全国平均値をかなり上回っており、効果的な高校中退防止支援及び高校進学支援ができるといえる。一方、大学進学率については被保護世帯の全国平均値を上回っているものの、一般世帯を含む平均値を下回る。参考までに、文部科学省の学校基本調査（調査期日：平成30年5月1日現在）によると、大学・短大進学率は57.9%であり、大幅に下回っていることがわかる。 最低生活の保障と自立の助長という制度の目的、そして貧困の連鎖を解消するという観点から、被保護世帯の子どもの大学進学及びその支援のあり方についてわが国全体の問題として検討が必要であると考える。	●		○	2019年度（令和元年度）から大学入学時の初期費用に充てる進学準備給付金の支給等制度の拡充がなされ、生活保護制度以外でも、給付型の奨学生の創設等支援が拡充されてきたところであるが、現状では原則保護を受けながら大学へ通学することは認められていない。 子どもの貧困対策の観点から考えると、国において更多的な支援の拡充がなされるよう望まれる。	

No.	監査結果（抜粋）	区分				対応状況 措置内容／措置困難理由	措置公表日
		指摘	意見	措置済	検討中	措置困難	
26	1.1. 生活困窮者自立支援事業に関する事務 ⑤ 生活困窮者自立支援制度に基づく任意事業の実施状況について	福山市においては生活困窮者自立支援制度に基づく任意事業として、子どもの学習・生活支援事業（福山市は「子ども健全育成支援事業」として実施）を実施している。そこで、現在未実施である他の事業について検討状況を確認したところ、就労準備支援事業及び家計改善支援事業の実施を検討している状況であった。 就労準備支援事業とは、一般就労に従事する準備としての基礎能力の形成を、計画的かつ一貫して支援する事業である。生活習慣の形成等、個人の状況に応じた支援を行うことで、一般就労に就くための基礎的な能力の習得が可能となる。現状では、生活リズムが崩れている、社会との関わりに不安がある、就労意欲が低い等の理由で就労に向けた準備が整っていない者については、就労支援事業の前段階として就労相談支援員やケースワーカーが個別に対応しているが、就労準備支援事業として組織的に取り組むことにより全ての相談者に対して一定水準以上の支援がなされ、主体的に求職活動に取り組む者が増加することが期待される。 家計改善支援事業とは、家計表等を活用し、家計収支等に関する課題を評価・分析し相談者の状況に応じた支援プランを作成する事業である。家計収支の改善、家計管理能力の向上等により、自立した生活の定着が可能となる。したがって、就労支援事業により収入の獲得につなげ、その獲得した収入を家計改善支援事業により自己管理できるようになれば、相談者が再び生活困窮状態に陥ることなく早期に生活が再生することが期待される。 全国の福祉事務所設置自治体における任意事業の実施状況は、子どもの学習・生活支援事業に次いで就労準備支援事業及び家計改善支援事業に取り組む自治体が多数あり、それらの事業に重要性があることを示している。福山市においても就労準備支援事業及び家計改善支援事業の実施について早期に検討することが望まれる。	●	○		家計改善支援事業については、2020年度（令和2年度）から実施している。 就労準備支援事業については、2021年度（令和3年度）7月から実施している。	2021/9/14
27	1.1. 生活困窮者自立支援事業に関する事務 ⑥ 高齢者世帯の自立に向けての有効な取組について	被保護世帯となるリスクを抱える世帯が被保護世帯に至らないようにするための役割が生活困窮者自立支援制度には求められており、就労支援や家計改善支援を通じ、生活困窮者について高齢期に至る前に可能な限り就労収入が得られるようにしておくことや家計管理ができる能力を身につけておくことが重要である。また、中高年の引きこもりや長期的に離職している者等については、特に留意して適時に適切な相談が行われていく必要がある。 したがって、福山市においても生活困窮者自立支援制度の意義及びそれが目指す目標を意識して、今後も各実施事業に取り組むことが望まれる。	●	○		高齢者においても稼働能力を有し、就労を希望する者には引き続きハローワーク等と連携し、就労支援に努めている。 また、中高年の引きこもりや長期的に離職している者等、就労支援事業の前段階の支援が必要な対象に対しては、2021年（令和3年）7月から実施している就労準備支援事業を活用し、一般就労に就くための基礎能力の習得についても支援を開始した。	2021/9/14
28	1.2. その他生活保護関連事務 12-2. 福山市生活福祉資金貸付業務 ① 回収不能債権の処理について	福山市は福山市社会福祉協議会に対し、昭和54年から、市内の低所得世帯に對し生活福祉資金の貸付けを委託し、その原資を福山市から福山市社会福祉協議会に貸し付けている。この制度は現在、福山市民の生活保護費受給申請から支給開始に至るまでのいわばつなぎ資金の貸付けとして運用されている。なお、福山市から福山市社会福祉協議会に対する当該貸付金の残高は9,000千円（平成31年3月31日現在）であるが、事實上回収不能となっている債権が相当額存在する可能性がある。また、福山市の福山市社会福祉協議会に対する債権は何ら不納欠損処理等がなされておらず、債権額の評価が適切に行われているとは言い難い状況となっている。 福山市の債権は、形式的には福山市社会福祉協議会に対するものであるが、この生活福祉資金の貸付事業はもとより福山市が実施する福祉施策であって福山市社会福祉協議会の独自の事業ではなく、実質をみれば、福山市が福山市社会福祉協議会を通して福山市民に對し貸付けた債権であることは、客観的に明らかである。そうであれば、福山市社会福祉協議会の福山市民に対する債権の内に回収不能債権があるのであれば、それは福山市社会福祉協議会が負担すべきものと考えるべきではなく、福山市が負担すべきものと考えるべきである。 当該債権について回収可能性を精査し、回収不能分については福山市社会福祉協議会の福山市民に對する債権を処理してもらうと同時に福山市の福山市社会福祉協議会に對する債権を免除する等、その具体的な手続について福山市社会福祉協議会との間で協議を行い、すみやかに処理を行なうべきである。	●		○		
29	1.3. 情報システム及び保護台帳の管理 13-2. 保護台帳の管理 ① 保護台帳の持出について	保護台帳を府外に持ち出す場合は限られており、ケースワーカーが被保護世帯を訪問するとき、支所が決裁等で本庁に行くときである。 被保護世帯に對して効果的な指導援助を行うためには、過去からの連續性が重要であり、訪問時に過去のケース記録を参考する必要があることから被保護世帯の訪問時に保護台帳を府外に持ち出す必要がある。 査察指導員の許可を得た上での保護台帳の持出、職員会議等での保護台帳の取扱いについての注意喚起を行っていることであるが、保護台帳には、様々な個人情報が記録されており、その管理は厳重でなければならない。 保護台帳の持出に關しての規則等を検討し明文化することが望まれる。	●	○		2020年度（令和2年度）4月から、保護台帳に對しては様々な個人情報が記録されていることから、府外に持ち出す際には福山市情報セキュリティ実施手順に基づき、課長の許可を得て持ち出すよう運用を改めた。	2020/9/4
30	1.3. 情報システム及び保護台帳の管理 13-2. 保護台帳の管理 ② さらなるICT機器の利用について	監査人が調べたところによると、ケースワーカーの訪問活動のサポートを行う目的でケース記録の閲覧、書き込み機能を備えたタブレット端末を導入する自治体があるようである。タブレット端末を導入したとしても、タブレット端末に個人情報を取り込み府外に持ち出すことになるため、パスワード設定、マスキング機能の利用、置忘れ対策等の情報管理対策が必要となることから万全とはいえないが、相当な分量の保護台帳を携帯し被保護世帯を訪問するケースワーカーの負担軽減の観点からも今後の検討課題の一つと考える。	●		○		
31	第7. おわりに ケースワーカーの業務負担の軽減についての考察 ③ ケースワーカーの業務の負担軽減に向けて ③ 今後に向けて ア 援助困難ケースへの組織的な対応	ケースワーカーアンケートの結果によると、ケースワーカーの精神的負担は、特に援助困難世帯への対応時に大きくなるようである。そこで、援助困難世帯に對する組織的な対応を更に行う必要があると考える。 組織的な対応を行う上で、まず第1に、ケースワーカー個人が援助困難世帯に對する問題を抱え込まない仕組みの構築が重要である。そのためには、日ごろからの査察指導員等の上司の声かけ、定期的な面談等を意識的に行って、ケースワーカーが話をする場を作り出す必要がある。また、査察指導員も同じように個人で問題を抱え込まないような仕組みの構築が必要になると考える。 次に、複数人での対応の更なる徹底である。特に経験年数が浅いケースワーカーが援助困難世帯に對する時に査察指導員又は経験年数の長いケースワーカーと一緒に對応する必要があると考える。 最後に、福祉事務所として援助困難世帯を網羅的に把握し、定期的にモニタリングの実施をすることである。こうすることによって、福祉事務所全体で援助困難世帯に對するという意識が醸成されていくものと考える。	●		○		

No.	監査結果（抜粋）	区分					措置内容／措置困難理由	措置公表日
		指摘	意見	措置済	検討中	措置困難		
32	<p>第7. おわりに 　　ケースワーカーの業務負担の軽減についての考察 (3) ケースワーカーの業務の負担軽減に向けて ③ 今後に向けて 　　保護台帳の見直し</p>	過去の記録が網羅的に記載された保護台帳は、被保護世帯に適切な援助を行うためには不可欠である。現在、保護台帳はすべてが紙ベースであり、その作成に相当な時間を要するとともに、保護期間が長い被保護世帯の保護台帳は相当な分量となっている。また、ケースワーカーが被保護世帯を訪問する時には、過去のケース記録を参照する必要があることから保護台帳を携帯して訪問している場合もある。ケースワーカー・アンケートの結果からも保護台帳に関する見直しの要望も多い結果となつた。電子化だけではなく各書類の作成方法等、様々な視点から保護台帳の作成に関しての検討を行う必要があると考える。	●	○				